

メール 「一人ひとりを大切に、違いは宝物」 元気で笑顔あふれる学校

にしおか

NO.2

豊中市立西丘小学校「学校だより」 令和2年（2020年）4月15日発行



「メールにしおか」のカラー版は、ホームページをご覧ください。http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/nisioka/

こんなときだからこそ笑顔で 元気を出して！

4月8日には令和2年度（2020年度）が始められると準備をしてきましたが、予想をはるかに超える感染拡大で引き続き臨時休業となってしまいました。これまで私たちが経験したことのない見えないウイルスとの闘いの毎日で、子どもたちがどのように過ごしているかとても心配しています。また普段の日常がどれだけ有り難いことなのかを実感し、今は一日でも早い学校再開を願っています。

4月7日にはピカピカの109名の1年生が入学しました。令和2年度は14名の転入生を迎え、全校児童672名でのスタートとなります。本年度の学年、学級の児童数につきまして、左記のように決定しましたので、お知らせいたします。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

メールでもお知らせしました通り、教科書や教材配布を行います。2年生から6年生まで分散登校の形で、学校では「密閉・密集・密接」の3密を避けるために、各教室で保護者の方にお渡ししました。教科書と漢字ドリルや計算ドリルなどの教材に加え、学年だより（家庭学習内容も記載したもの）も合わせてお渡ししています。配布リストをいれております。ご確認ください。受け取り来られなかったご家庭には郵送いたしますので、しばらくお待ちください。

休業期間は、4月8日から5月6日までですが、今後もコロナウイルスの感染状況を見据えての教育活動になります。登校、連絡等は随時メールにてお知らせいたします。1学期の学校行事については実施方法を工夫したり、実施時期を変更したりして行うことが予想されます。できる限り、子どもたちにとって有意義な学習活動が行えるよう頑張ってお知らせいたしますので、これからも温かいご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。


学校行事の変更について

現在の状況から下記の学校行事を変更する予定です。

- ① 1学期の校外学習は中止。
 - ② 5月23日（土）土曜参観は中止。
 - ③ 6年生修学旅行→11月29日（日）30日（月）に延期
 - ④ 5年生林間学舎→10月28日（水）～30日（金）に延期
 - ⑤ 健康診断（歯科・内科・耳鼻科・眼科・心臓検診等）は全て、2学期に日時を変更して実施。
 - ⑥ 地域訪問は延期するとともに、実施についても検討中。
- ★ 今後、急な変更は学校メールでお知らせいたします。メールの登録をお願いします。HPにも詳しく載せていますので、ご覧ください。



あいさつで
 あいてより
 いつも
 さきに やさしいきもちを
 つたえよう



にしおかしょうがっこうの子 ☺
 にこにこ えがおが あふれる 子
 しっかり まなび かんがえる 子
 おもいやりが あり やさしい 子
 からだと ころを きたえる 子

児童数(4月8日現在)

	1組	2組	3組	4組	合計
1年	37	36	36		109
2年	29	29	29	31	118
3年	39	38	38		115
4年	30	30	31		91
5年	40	40	39		119
6年	30	30	30	30	120
合 計					672



昨年度まで3・4年生の算数の少人数指導のために1名配置されていた教員を、本年度は1学級あたりの人数減による指導の充実の為に学級担任として配置することが可能になりました。そこで6年生を4クラスに分け、担任として配置しました。より少人数で学習・生活習慣の確立、指導の充実にあたります。

一人ひとりの感覚を開けるために、ワークスペースまで机といすを出してみんながいつ来てもいいようにアルコール消毒して準備して待っています。

担任の先生からのメッセージ

臨時休校が長期間になり、新しい担任の先生との顔合わせもできていません。先週教科書を取りに来ていただいた時に、それぞれの学年だより担任の先生の紹介とクラス名簿を印刷してお渡ししました。4月20日から少しでも各学年の担任と子どもたちが繋がればとメッセージやクイズ、ちょっとした学習などを載せた学年だよりを西丘小学校のHPにアップしていきます。週に2～3回配信していきますので、ぜひ学校のホームページをのぞいてみてくださいね。



豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針

豊中市教育委員会事務局

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持込みを認める場合》

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。(同意確認書)。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- (3) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
(注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。)

学校における携帯電話の取り扱いについて

昨年度教育委員会が「豊中市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関する方針」を決定しました。(左側をご覧ください。)

本校は、これまで通り児童の携帯電話の持ち込み「原則禁止」に変更はありません。

携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合は、担任を通じて校長に申し出て、校長の判断により例外を認めるものとしています。認められた場合は同意確認書を提出していただくことになります。さまざまなネットのトラブルにあわないよう学校で引き続き指導していきますが、ご家庭でも親子でルールを決めて使用させるようお願いいたします。

